

大山町議会議長 杉谷 洋一 様

大山町議会議員

池田幸恵



平成29年大山町議会議員研修報告書

1	日 時	平成29年 5月24日 (水)	
2	研修地	東伯郡湯梨浜町旭132 国民宿舎 水明荘	
3	研修内容	(内 容)	(場 所)
		会議の諸原則・議会運営の基礎知識	2F 翔福
		(1) 研修概要 講師 鳥取県町村議会議長会 鳥取県町村議会事務協議会 主幹 谷口玲子 氏	
4	研修結果 又は概要 (意見・ 感想)	I 議会と組織 (1) 議会とは (2) 議会の議決権 (3) 議員の権限と義務 ① 議員の権限 ② 議員の義務 (4) 議員の資格 ① 兼職禁止(法92) ② 兼業禁止(法92の2) (5) 議員平等の原則 (6) 議会事務局(法138) ① 職員とその職責 ② 議会事務の内容	
		II 議会の会議 (1) 定例会、臨時会とその招集 ① 定例会(法102②) ② 臨時会(法102③) ③ 臨時会の招集請求(法101②③④) ④ 臨時会の招集権の特例(法101⑤⑥) (2) 委員会の役割 ① 常任委員会(法109②) ② 議会運営委員会(法109③) ③ 特別委員会(法109④) (3) 委員会審査独立の原則 (4) 全員協議会の役割	
		III 議会運営と会議の諸原則 (1) 議事公開の原則(法115①) (例外) 秘密会(法115①ただし書) (2) 定足数の原則(法113) 定足数…議会が会議を開いて審議し、合議体の意思を決定するために必要な最小限度の出席議員数。 (例外)(法113 ただし書) ①法117条の規定による除斥のために半数に達しないとき。	

	<p>②同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき。</p> <p>③招集に応じても、出席議員数が定数を欠き、議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき、若しくは半数に達してもその後半数にたしなくなつたとき。</p> <p>(3) 発言自由の原則 (制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法 129 (議場の秩序維持) ・法 132 (言論の品位) ・会規 50 (発言の許可等) ・会規 54 (発言内容の制限) ・会規 55 (質疑の回数) ・会規 61② (一般質問要旨の通告) <p>※会規 64 (発言の取り消し又は訂正)</p> <p>(4) 議案の提出</p> <p>①議案の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体意思決定議案:地方公共団体の意思決定(提出要件根拠:法 112) <ul style="list-style-type: none"> (例) 条例、予算 ○機関意思決定議案:一機関(議会)の意思決定(提出要件根拠:会規 14) <ul style="list-style-type: none"> (例)意見書、決議 ○執行機関が、執行の前提要件、又は、手続きとして議会の議決を求める議案 <ul style="list-style-type: none"> (例)請負契約の締結、財産の取得・処分、主要公務員の選任同意 等。 <p>②提案権</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長に専属しているもの ○議員に専属しているもの ○双方にあるもの <p>(5) 議案の修正</p> <p>(6) 提出者からの議案の撤回(会規 20)</p> <p>撤回した議案は、最初から提出されなかつたと同様の効果を生ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会議の議題となつていない議案の撤回 ② 会議の議題となつた議案の撤回 <ul style="list-style-type: none"> ○本会議で審議中の場合 ○委員会で審議中の場合 <p>(7) 一議事一議題の原則</p> <p>(例外)会規 37(一括議題)</p> <p>(8) 一事不再議の原則(会規 15)</p> <p>(例外)①事情変更の原則</p> <p>②法 176①④、及び法 177(町村長の再議権)</p> <p>(9) 質疑</p> <p>①質疑とは</p> <p>現に議題となつてゐる事件(予算、条例、契約議案等)について、提出者の趣旨説明の後、討論・表決に入る前、その事件について、疑義を質廻のために行う発言。</p> <p>②質疑の方法</p> <p>③許されない質疑</p> <p>(10) 討論</p> <p>①討論とは</p> <p>質疑お終了後から表決までの間に行うもので、賛成か反対かの事故の意見を表明する。態度の決まっていないものを自己の意見に同調させようと努めることに意義がある。</p> <p>②討論の方法</p>
--	---

	<p>(11)動議</p> <p>①動議とは 主として会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対して、又は委員から委員会に対してなされる単純な提議であり、議会又は委員下院の議決を経るべきもの。</p> <p>②(文章)を備えなければならない動議</p> <p>③案を備えなくてもよい動議</p> <p>④提出できない動議</p> <p>(12)表決における原則</p> <p>①過半数議決の原則(法 116)</p> <p>(例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可否同数の場合の議長の裁決権と現状維持の原則 ○法定された特別多数議決 <p>②可とする方を諮る原則(会規 81①)</p> <p>(13)表決の方法</p> <p>①簡易表決(会規 87)</p> <p>②起立による表決(会規 81)</p> <p>③投票による表決(会規 81②、同 82)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記名投票 ○無記名投票 <p>④白票の取り扱い(会規 84)</p> <p>(14)質問</p> <p>①質問とは 当該団体の一般事務について、事務の執行状況及び将来に対する方針などについて所信を質し、報告や説明を求め、または疑問を質すこと。 ※「質疑」とは本質的に異なる。</p> <p>②一般質問(会規 61)</p> <p>③緊急質問(会規 62)</p> <p>④一部事務組合等に関する質問</p> <p>⑤質問の方法とその在り方</p> <p>(15)公聴会・参考人制度の活用(法 115 の 2、法 109⑤)</p> <p>①公聴会制度(法 115 の 2①) 議会または委員会が、利害関係者や学識経験者等から意見を聞くことができる。</p> <p>②参考人制度(法 115 の 2②) 議会または委員会が、調査や審査のために必要があると認めるとき、議長経由で参考人の出頭を求めることができる。</p> <p>(16)除斥(法 117)</p> <p>①除斥の範囲</p> <p>②除斥の時期</p> <p>(17)規律と懲罰(法 132、法 133、会規 102、会規 110)</p> <p>(18)会規不継続の原則(法 119) (例外)法 109⑧ 閉会中の継続審査</p> <p>IV議案審議の着眼点</p> <p>(1)条例案審議の着眼点</p> <p>(2)予算審議の着眼点</p> <p>(3)決算審議の着眼点</p> <p>V議会と長の関係</p> <p>(1)再議</p> <p>①一般的拒否権としての再議</p> <p>②特別拒否権としての再議</p>
--	---

	<p>(2) 不信任議決と解散 (3) 専決処分 ①法の規定による専決処分(法179) ②議会の委任による専決処分(法180)</p> <p>VI 議会用語等</p> <p>(1) 言葉の使い分け方の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政策提言と政策提案 2 「20日付けで辞職します」と「20日をもって辞職します」 3 負託と付託 4 修正案と修正動議 5 質問と質疑 6 再審査と再付託と付託替え 7 休会と閉会 8 会活動と議員活動 9 議員派遣と委員派遣 10 辞職願と辞職届 11 不規則発言と不穏当発言 12 辞任と辞職 13 採択と可決 14 議決と決議 15 採決と表決 16 団体意思決定議案と機関意思決定議案と執行前提手続議案 17 通年議会と通年会期 18 審査と審議 19 審査と調査 20 臨時議長と仮議長 21 応召と応招 22 採決と裁決 23 兼業と兼職 24 兼業と請負 25 取り下げと撤回 26 休憩と中止 27 施政方針と所信表明 28 小委員会と分科会 29 本会議中心主義と委員会中心主義 30 付属機関と補助機関 31 附帯決議と附帯意見 32 除名と資格喪失 33 選挙と投票表決 34 推荐と推選 35 分割付託と分割採決 36 応招議員と出席議員 37 開議請求と開会請求 38 議会年度と会計年度 39 法令と例規 40 開議と開会 <p>(2) 気を付けておきたい言葉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨採択 2 動機の成立 3 発言の撤回と議案の撤回 4 事件・事故
--	--

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">5 追加議案と追加日程6 一問一答と回数制限7 対面型の演壇8 判例と裁判例9 予備日10 除斥と兼業禁止11 流会12 審議終了 |
|--|--|

上記の資料をいただき、都度「議員必携」と照らし合わせながら留意しておくべきポイントの説明。時折、事例を入れての説明があった。

(2) 意見・感想

ポイント、類義語、使い分けの必要な言葉、気を付けなければいけない言葉など資料に挙げていただけていたので分かりやすかった。

(3) まとめ

開会後、開口一言目が『24時間、356日議員として注目されている。行動、言動すべてにおいて住民の皆さんから見られている存在である』とあり、気持ちが引き締まった。

研修を受け分からぬ言葉やルールが沢山あり、学ぶこと知ることの多い研修であった。「議員必携」をしっかりと確認して基礎知識を習得していきたい。